

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和8年4月9日

横浜市契約事務受任者
横浜市教育次長 石川 隆一

- 1 契約の概要
もえぎ野小学校給食調理室流し水栓止水不良修繕
- 2 履行場所
横浜市青葉区もえぎ野16番地
横浜市立もえぎ野小学校
- 3 契約日
令和8年1月14日
- 4 履行日又は履行期間
令和8年1月31日
- 5 契約金額
53,900円(税込)
- 6 契約の相手方(名称及び所在)
横浜市西区久保町4番12号
三ツ矢設備工業株式会社
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由
令和8年1月13日に本校北校舎1階給食調理室中央部に設置されている流しの混合水栓2本から水が垂れて止まらなくなり、器具の止水栓を閉めて水を止めたため、一か所の流しが使用不可となりました。食材の保冷作業や清掃後の保管ができず、学校給食の運営に支障をきたすため、緊急契約での修繕を実施しました。
- 8 契約の相手方の選定理由
有資格者名簿の中から対応可能な業者を選定した。
- 9 所管
横浜市立もえぎ野小学校